

港区の取組み

<紹介者>

港区子ども家庭支援センター
相談担当係長 ホシ 保志 ユキコ 幸子

1 港区の概況（平成23年4月1日現在）

- 面積 20.34 km²
- 人口 206,471人（ほかに外国人登録者数 21,520人）
世帯数 117,886
18歳未満 26,918人（総人口の13%）
うち 0～6歳 11,604人（0歳 2,329人）
7～11歳 8,268人
12～14歳 3,597人
15～17歳 3,449人

● 5つの総合支所による行政サービス体制

芝、麻布、赤坂、高輪、芝浦港南の各総合支所に管理課、協働推進課、区民課が配置され、保育園、児童館等、障害担当、生活保護担当と保健師も所属している。

地域の課題を地域で解決し、区民が身近な場所で様々な行政サービスを受ける仕組みができている。また区民の参画組織も、総合支所を中心に、大学、NPO、民間事業者を含めて各分野で活動を展開している。

2 子ども家庭支援センターの組織

● 職員の資格

	所長	子ども家庭支援 ワーカー	虐待対策 ワーカー	地域活動 ワーカー	庶務
事務	1				1
福祉		1	3		
子ども家庭支援員 (非常勤)		2		1	
虐待対策支援員 (非常勤)			1		
計	1	3	4	1	1
	管理職	児童福祉司任用資格 社会福祉士	児童福祉司任用資格	社会福祉士	

委託・保健師（火木土）・臨床心理士（月水金）

3 子ども家庭支援センターの相談対応

基本ルール — 『組織対応』と『率先して自ら動く』

専門性の確保 — 児童相談センターとの連携・スーパーバイザーによる助言

- 受理会議 [毎週 2 時間程度]
 - ・ 見立てが重要なので、ワーカー同士が互いにはっきりと考えやアイデアを出し合う。
 - ・ 何を調査、援助、対応（ケース会議の指示も）するのか、はっきりさせる。
 - ・ 前回まで『調査』としていたケースの調査結果を聞き処理（面接指導内容）と援助方針を確定する。
 - ・ 児童相談センター児童福祉司に来ていただきこの会議でアドバイスをもらっている。
 - ・ 援助方針に変更や迷いがある継続ケースについても最後に確認する。
 - ・ 終結ケースの内容を確認する（記録する）。
- 虐待は連絡を受けたその場で緊急受理会議（記録する）
- 調査
- 安全確認—虐待ケースは必ずセンター職員が48時間以内に直接目視
- 毎日の打ち合わせ（記録する）
- 児童票
 - ・ 児童票原本に処理状況やその変化、終結日等を記録する。
 - ・ 児童票は毎日書き足すたびに主査、係長、所長の決裁を受ける。
- 支援計画とスーパーバイズ [毎月 1 回]
- 進行管理会議 [所内—被虐待ケースのみ毎月 1 回 関係機関と—3ヶ月に 1 回]
 - ・ 所内虐待ケース進行管理、関係機関（教育委員会指導室、家庭相談センター、保健所・総合支所保健師、児童相談センター）との進行管理会議を実施。
- ケース対応会議（こんにちは赤ちゃん事業との連携会議）
- 保育園・学校からの要保護児童等の出欠状況情報提供（月 1 回）

4 港区要保護児童対策地域協議会の運営

別紙 平成22年度活動報告

5 派遣型一時保育事業について

支援内容

- (1) 保護者が、傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等客知的にやむをえない事由等をはじめ、習い事や買い物など理由を問わず、一時的に保育を必要とする場合等
- (2) 病後時保育
病気の回復期等にある乳幼児を持つ保護者が、一時的に保育を必要とする場合
- (3) 新生児保育
生後7日以降の乳児を持つ保護者が、一時的に保育を必要とする場合

実績

年度	利用会員（人）	支援会員（人）	活動件数（件）
20	667	92	4949
21	906	104	5518
22	1085	151	7312

別紙 要綱 新聞記事等

(1) 代表者会議

5月18日(火) 午前10時~12時

(2) 実務者会議・研修

<実務者会議>6月29日(火)・10月8日(金)

<実務者研修>7月26日 精神科医師

「精神疾患や発達障害が疑われる保護者への対応」

10月28日 弁護士「DV問題を抱える親子への支援」

3月17日 児童福祉司

「虐待対応における地域支援の具体的方法」

(3) 進行管理連絡会

7月21日(水) 10月20日(水) 1月19日(水) 3月16日(水)

年間計4回実施

(4) ケース会議

必要に応じて適宜

(5) ケース対応会議

こんにちは赤ちゃん訪問を受けて 保健所、総合支所保健師と共に毎月1回開催。

(6) 虐待対応マニュアルの作成

『港区虐待対応マニュアルー幼稚園・学校』を発行しました。

(7) そのほか

① 養育家庭体験発表会&虐待防止講演会

12月5日(日) 13:30~16:30 麻布区民センター 約150人

第1部 養育家庭体験発表会

第2部 パネルディスカッション

『子どもの笑顔のためにーいま私にできることー』

パネリスト 汐見稔幸氏(白梅学園大学) 大日向雅美氏(恵泉女学園大学)

松原康雄氏(明治学院大学)

② 虐待防止啓発活動

- ・ 要保護児童対策協議会関係機関用パンフレット発行
- ・ 子ども向けリーフレットの発行

③ 各種会議への出席、啓発活動、そのほか

<四者協議会>

芝浦港南地区 7/6、高輪地区 6/17・9/16、麻布地区 8/25、愛宕地区 9/10、三田地区 7/12
赤坂青山地区(赤坂学校区) 11/12、赤坂青山地区(青山学校区) 11/1

<民生・児童委員関係>

主任児童委員・児童福祉関係担当者連絡会

各地区民生・児童委員協議会(愛宕地区 5/26、三田地区 5/27、高輪地区 5/27、

麻布地区 5/24、赤坂青山地区 5/28、芝浦港南地区 5/26)

<医師会、歯科医師会>

港区医師会、港区芝医師会、港区麻布赤坂歯科医師会と港区との連絡会

<児童館長会> 6月8日

<保育園長会> 6月8日 9月14日

<学校長会> 関係機関用パンフレットの説明 6月4日

学校からの出欠状況の確認及び情報提供について協力依頼 9月3日

<私立保育園看護師研修会> 6月18日 <私立保育園長会> 9月6日

<認証保育園長会> 7月8日

<子育て広場等連絡会> 10月27日

<地区教育会議(5地区総合支所)> 11月11・17・18日 12月9・16日

④ 学校・保育園等からの定期的な情報提供(通知)については東京都、児童相談センター、港区教育委員会と方法・内容を協議し、9月分(10月提出)より実施しました。

⑤ 警察との連携の強化

顔の見える連携体制を作ることを目的に、6月～8月に6署に出向いて挨拶。

⑥ 研修講師

スクールカウンセラー研修会

ファミリーサポート事業 協力会員向け研修

子育て・家族支援者2級研修

シルバー人材センター 児童虐待対応研修

高学年児童対応研修

中学校・幼稚園自主研修会

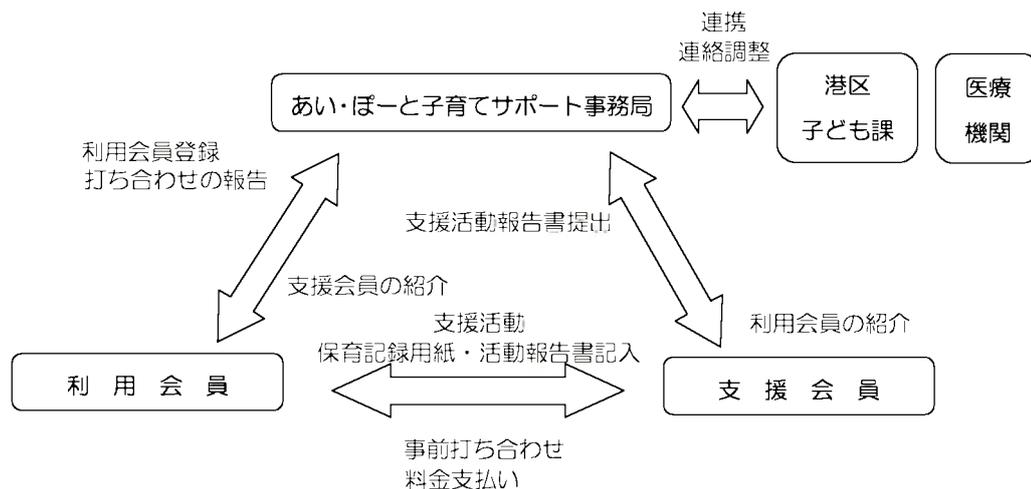
私立保育園理事者研修会

人権擁護委員会(東京第一部会)

派遣型一時保育サービス 「あい・ぽーと子育てサポート事業」

～利用会員登録説明会を開催いたします～

2006年4月から港区の新規事業として、あい・ぽーとステーションが「派遣型一時保育」を実施しております。預ける理由を問わずに、宿泊や病後児の保育もお受けする、全国でも先駆的な子育て支援策として、利用される方々のニーズに寄り添った柔軟な保育を目指しています。



利用の内容：子どもの一時保育（宿泊を含む）

- 病後児時保育（宿泊を含む）
- 新生児保育
- 育児支援（保育園、幼稚園の送迎や一時保育など）

対象年齢：生後7日以降の乳幼児

～小学校6年生の子ども

（※21年4月から対象を拡大しました。）

支援会員：子育て・家族支援者養成講座認定者

利用料金：

時間帯	一時保育	病後児・新生児保育
通常	900 円/H	1,000 円/H
早朝（7時～9時） 夜間（18時～21時） 日曜・祝日	1,100 円/H	1,200 円/H
21：00～24：00	1,600 円/H	1,700 円/H
宿泊 （21時～翌朝7時まで）	5,000 円	10,000 円

子育て・家族支援者とは…

NPO法人あい・ぽーとステーションが、地域の子育て力の向上をめざして実施する「子育て・家族支援者養成講座」で、6.5時間の講義・2.7時間の実習を受講して、一定の知識と技能を有していることを「あい・ぽーとステーション」が認定した人材です。

* 24：00 以降は、宿泊の有無に関わらず、宿泊料金となります。
* 24：00 以降の保育を予約される場合、21：00 以降は宿泊料金となります。

* 利用会員登録説明会 *

日時：2011年11月28日（月）10:30～11:30 / 12月19日（月）14:30～15:30

内容：「あい・ぽーとサポート事業」概要説明

- ・利用会員についてのご説明
- ・利用会員の登録手続き

場所：あい・ぽーとの多目的ホール

対象：港区在住の利用会員登録を希望される方で、
生後7日以降の乳幼児～小学校6年生のお子様の保護者の方。

ご予約：先着40名まで。お子様連れ（先着20名まで）でも参加できます。

お電話又は来館した際にお申しください。（TEL：03-5786-3250）





子ども

子育てがしやすい社会をつくるためには、地域の支えが大切です。一時預かりや子育て支援センターの設立といった仕組み作りが各地で進んでいます。その一方で、活動を担う人を育てることも欠かせません。自治体と協力してカリキュラムを組んで人材養成をしている東京都港区のNPO法人の取り組みをみました。(大村美香)

今どきの育児 学んで現場へ

地域の子育て支援者養成

専業主婦で2人の子を育てたが、本格的な講義を受けるのは久しぶり。課題のレポートには毎週頭を抱えたが、「少子化の現状や課題を論理立てて学べ、私もお手伝いしたい」という気持ちが大きくなった」と話す。認定状を手にした時は、やり遂げたうれしさに涙がこぼれた。

毎週月曜日の午後には、港区南青山にある子育て支援の施設「あい・ぼーと」で一時保育の有償ボランティアをしている。施設は、区の補助金を得てあい・ぼーとステーションが管理と運営をしている。

子どもの相手をしていると、時間があっという間に過ぎる。「自分のレベルはまだまだ」と言うが、がんばっているという充実感がある。「私自身が生かされている」と感じる。今年3月には2級の講座も修了した。

い・ぼーとや区の行事などで一時保育を担う。2級の支援者は家庭で子どもを預かる区の派遣型一時保育でも活動できる。

講座を開く理由について、あい・ぼーとステーション代表理事の大日向雅美・恵泉女学園大学大学院教授は「育児の経験者でも、価値観、世代の差があり、子育ての事情も変わっている。よかれと言ったことが親を傷つけることもある。寄り添い支えるには、親の悩みやつまづきを知りカウンセリングマインドを養うための学びが必要」と話す。

支援者の力量を保ち、引き上げるための「バックアップ研修」も毎月1回開く。実際に活動をしてみて抱く悩みや気づきを持ち寄り、話し合う。

養成講座には、女性の社会参加を助ける狙いもある。子育てが一段落した専業主婦にとって、自らの経験を生かし仕事ができる機会を得られる。

東京都港区の安藤幸子さん(61)は友人に誘われ、昨年1月から3カ月間、区内のNPO法人「あい・ぼーとステーション」による「子育て・家族支援者養成講座」の3級講座で学んだ。乳幼児保育や教育の専門家らが、今どきの子育てのありよう、保育、子どもの発達など子育て支援に必要な知識を教える。保育の実習も含め30単位。原則すべての講義に出て履修すると、支援者と認定される。あい・ぼーとステーション独自の資格とカリキュラムだ。

この養成講座は区の助成を受けて05年に始まった。これまでに3級約170人、2級約70人の支援者が誕生。子育てを終えた女性が多いが、男性もいる。支援者の認定を得ると、区の一時的保育者として登録でき、あ

港区に続き、東京都千代田区、千葉県浦安市、札幌市でもあい・ぼーとステーションと提携し養成講座を開いている。ここから育った支援者は、児童館での一時保育、子育てサロンなどで活動している。



支援者養成講座を受けて3級になると、「あい・ぼーと」などで活動できる＝東京都港区

「子育て・家族支援者養成講座」の内容

●3級(子育てひろばなどでの一時保育)

〈主な講義内容〉

現代の子育て事情／保育の基本原則／子どもの病気／子どもの虐待と親への対応／保育制度の移り変わり／多様化する家族問題

●2級(自宅や希望家庭での一時保育。新生児、病後児、緊急時のお泊まり預かりも)

〈主な講義内容〉(ゼミ形式が多い)

親と子が抱える不安／障害に対する理解と支援の実例／乳児保育／虐待が疑われる事例への理解と支援

●1級(グループで行う一時保育活動のリーダーとなる。養成講座を準備中)

※16日(金)から3級の新しい養成講座が始まる。港区内で活動できる20歳以上の人を対象で費用1万4千円。問い合わせは「あい・ぼーと」(03・5786・3250、7日以降に)。

○港区派遣型一時保育事業実施要綱

平成 18 年 4 月 1 日

17 港子セ第 65 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、保護者の傷病、入院等により、一時的に保育が必要となる児童の自宅に保育者を派遣して保育を行うため、保育の支援を受けたい者と保育者の組織化を支援する港区派遣型一時保育事業(以下「事業」という。)を実施することにより、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与し、保護者の仕事と子育ての両立を支援することを目的とする。

(事業の構成)

第 2 条 この事業は、会員制で行うこととし、保育の支援を受けたい者(以下「利用会員」という。)と保育者(以下「支援会員」という。)で構成し、実施する。

2 事業の円滑な実施のため、事務局を置く。

3 事務局は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他会員組織に関すること。
- (2) 会員間の保育支援の斡旋及び調整に関すること。
- (3) 支援会員の研修に関すること。
- (4) 事業の広報に関すること。
- (5) 前各号のほか、必要と認めること。

(対象児童)

第 3 条 事業の対象児童は、原則として生後 7 日以降から小学校 6 年生までの児童とする。

(会員の要件)

第 4 条 会員となることができる者は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 「利用会員」 港区に在住し、前条の対象児童の保育の支援を必要としている者
 - (2) 「支援会員」 みなと子育てサポートハウス事業実施要綱(平成 14 年 11 月 28 日 14 港戦事第 152 号)第 2 条の規定に基づき、事業者が実施する人材育成事業である子育て・家族支援者養成講座 2 級を修了した者及び同講座 3 級を修了し、30 時間以上の子育て支援活動の実績を持ち、かつ 2 回以上事後研修に参加した者
 - (3) 前 2 号のいずれにも該当する者で、希望する者を「両方会員」とする。
- 2 会員となる者は、所定の手続きにより登録しなければならない。

- 3 「支援会員」及び「両方会員」は、会員登録後、研修に参加しなければならない。

(一時保育)

第5条 一時保育とは、保護者の傷病、入院等により、利用会員がその児童を保育することができないときに、支援会員が行う一時的な保育をいう。

- 2 一時保育の場所は、原則として利用会員の自宅とする。ただし、状況に応じて、支援会員の自宅での一時保育も可能とする。
- 3 一時保育は、次の各号に掲げる内容を含むものとする。

(1) 保育園、幼稚園、学童クラブ、小学校等(以下「保育施設等」という。)の送迎

(2) 生後7日から28日までの乳児の保育(以下「新生時保育」という。)

(3) 病気からの回復期にある児童の保育(以下「病後児保育」という。)

(4) 前各号に掲げるもののほか、子ども家庭支援部長が保育を必要と認める内容

- 4 利用会員は1回の一時保育の利用について、原則として連続7日間までの間で利用することができる。

(利用料金等)

第6条 保育は有料とし、利用会員が支援会員に支払う利用料金は、別表のとおりとする。ただし、きょうだいであって、同時に複数の児童を保育する場合は、2人目からの利用料金は半額とする。

- 2 前項の利用料金のほか、利用会員は、支援会員に交通費、児童の食事、おやつ代等の実費を支払うこととする。
- 3 利用料金等の支払及び受領は、会員同士が直接行うこととする。

(利用料金の助成)

第7条 新生児保育及び病後児保育を利用する利用会員のうち、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援世帯に属する会員は、前条の規定による利用料金の全額の助成を受けることができる。また、前年度分の区民税が非課税の世帯に属する会員は、前条の規定による利用料金の2分の1の助成を受けることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の助成の額は、1か月当たり10,000円を限度とする。

(助成の申請等)

第8条 利用料の助成を受けようとする者は、一時保育を利用した日の翌日から起算して、1年を経過する日までに港区派遣型一時保育事業利用料金助

成交付申請書(第1号様式)に、必要に応じて次に掲げる書類を添付して区長に申請しなければならない。

- (1) 生活保護受給証明書
- (2) 中国残留邦人等に対する自立支援給付に係る本人確認証
- (3) 前年度分の区民税が課税されていないことを証明する書類
- (4) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、利用料の助成の可否を決定し、速やかにその旨を港区派遣型一時保育事業利用料金助成交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 前条第2項の規定により助成をする旨の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、助成金の給付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第10条 区長は、受給者が虚偽その他不正の手段により利用料の助成の決定を受け、又は既に助成金の支給を受けたときは、当該決定を取り消し、又は期限を定めて既に支給した助成金の全部又は一部の返還をさせることができる。

(運営の委託)

第11条 区長は、この要綱に基づく事業の運営を、みなと子育てサポートハウス事業実施要綱第4条の規定に基づき選定された事業者に委託するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業に必要な事項は、子ども家庭支援部長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

	利用料金(1時間あたり)		
	通常(月曜から土曜の午前9時から午後6時)	早朝(月曜から土曜の午前7時から9時) 夜間(月曜から土曜の午後6時から9時) 日曜及び祝日(午前7時から午後9時)	深夜(曜日にかかわらず、午後9時から午前零時)
一時保育等	900円	1,100円	1,600円
	ただし、宿泊を伴う場合は午後9時から翌朝7時までの間の1泊あたり5,000円		
病後児保育 新生児保育	1,000円	1,200円	1,700円
	ただし、宿泊を伴う場合は午後9時から翌朝7時までの間の1泊あたり10,000円		
備考			
1時間未満の利用の場合は、1時間の料金となる。			
1時間以上の利用の場合は、30分単位で切り上げる。			
利用を取り消す場合、取消の申出の日時により取消料金を支払う。			

様式(省略)

○港区養育支援訪問事業運営要綱

平成20年4月1日

19港子セ第276号

港区妊娠出産時家庭ホームヘルプサービス事業運営要綱(平成18年4月1日17港子セ第11号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 港区養育支援訪問事業(以下「事業」という。)は、日常生活を営むのに支障がある妊娠中及び出産後の家庭(以下「妊娠出産時家庭」という。)又は養育支援が特に必要であると判断した家庭(以下「要支援家庭」という。)に対して、一定の期間、その家庭及び児童を支援する者(以下「訪問支援者」という。)が訪問し、必要な支援を行うことにより、当該家庭の福祉の増進及び適切な養育の実施を確保することを目的とする。

(支援の対象)

第2条 この事業の支援対象は、区内に住所を有する各号のいずれかに該当する家庭とする。

(1) 妊娠出産時家庭であって、次のいずれかに該当し、日常生活に支障をきたしている
と区長が認めた家庭とする。

ア 妊娠中及び出産日から60日以内の家庭

イ 多胎妊娠にあつては妊娠中及び出産日から1年以内の家庭

ウ その他区長が必要と認めた家庭

(2) 要支援家庭であって、次のいずれかに該当し、児童及びその養育者に対して養育支援が特に必要があると区長が認めた家庭とする。

ア 若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭

イ 出産後間もない時期(おおむね1年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭

ウ 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭

エ 児童が不登校、引きこもり等の問題を抱えている家庭

オ 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭

カ その他区長が必要と認めた家庭

(訪問支援者)

第3条 妊娠出産時家庭に対する支援は、訪問支援者が家事援助を行う。

2 要支援家庭に対する支援は、対象となる家庭の状況に応じて訪問支援者が、育児・家事

等の支援や専門的な支援を行う。

3 訪問支援者は、次のいずれかの要件を具備し、心身ともに健全であり、児童福祉の向上に理解と熱意を有する者でなければならない。

(1) 育児・家事援助を行う者

ア 家事、介護及び育児の経験及び能力を有するホームヘルパーであること。

イ みなと子育てサポートハウス事業実施要綱(平成14年11月28日14港戦事第152号)第2条の規定に基づき、事業者が実施する人材育成事業である子育て・家族支援者養成講座2級を修了していること。

(2) 専門的な支援を行う者

ア 保健師、助産師、看護師、保育士のうち一つ以上の資格を有すること。

4 訪問支援者は、対象家庭に訪問する際、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(対象家庭の決定)

第4条 妊娠出産時家庭にあって、訪問を受けようとする家庭は、別に定める「港区養育支援訪問申請書兼対象家庭台帳」(以下「申請書」という。)を区長に提出しなければならない。なお、申請者は、原則として対象家庭の世帯員とする。

2 要支援家庭にあって、訪問を受けようとする家庭は、別に定める「港区養育支援訪問同意書」(以下「同意書」という。)を区長に提出しなければならない。

3 申請に基づき資格要件を審査し、訪問の可否を決定する。緊急を要すると区長が認める場合にあつては、申請書・同意書の提出は事後でも差し支えないものとする。なお、この場合、手続きはできるだけ速やかに行うものとする。

(負担額の決定)

第5条 妊娠出産時家庭に係る訪問支援者の訪問を受けた者は別表に定められた区分により利用者負担額を支払わなければならない。

2 要支援家庭に係る訪問支援者の訪問は、無料とする。

(支援内容)

第6条 訪問支援者の行う支援は、次に掲げるもののうち、必要と認められるものとする。

(1) 食事の準備

(2) 住居の掃除及び整理整頓

(3) 衣類の洗濯

(4) 食材及び生活必需品の買い物

(5) 通院や健診等の付添い

(6) 保育

- (7) 育児相談、育児・栄養・発達指導
- (8) その他区長が特に必要と認めた支援

(訪問回数・期間及び訪問時間)

第7条 妊娠出産時家庭に係る訪問支援者の訪問回数は、同一世帯につき次に定めるとおりとし、1日1回、4時間以内とし、訪問単位は2時間又は4時間の利用とする。ただし、区長が、訪問回数・期間を増加する必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 妊娠中及び出産日から60日以内に合わせて24回までとする。ただし、体調不良等の事由により著しく日常生活に支障をきたしている家庭については、さらに30日間、回数12回までを限度とし利用を可能とする。
 - (2) 多胎妊娠にあつては、妊娠中及び出産日から1年以内に合わせて50回までとする。三つ子以上については子ひとりにつき、さらに25回ずつ加算する。ただし、体調不良等の事由により著しく日常生活に支障をきたしている家庭については、さらに30日間、回数12回までを限度とし利用を可能とする。
- 2 要支援家庭に係る訪問支援者の訪問回数・期間及び訪問時間は区の決定に基づく回数、期間及び時間とする。
 - 3 訪問支援者の訪問時間は、午前7時から午後10時までとする。

(事業の委託)

第8条 区は、対象家庭、利用負担区分及び支援内容の決定を除き、この事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる事業者(以下「事業者」という。)に委託することができるものとする。

- 2 事業者は訪問支援者に対して、必要に応じ資質の向上のために研修を実施するものとする。

(関係機関との連携)

第9条 区は、この事業の円滑な運営を図るため関係機関と密接な連携を保つものとする。

(研修)

第10条 区は第2条の(2)の対象家庭に訪問する訪問支援者に対して、訪問支援の目的、内容、支援の方法等について必ず研修を実施するものとする。なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分を省略しても差し支えないものとする。

(実施上の留意事項)

第11条 訪問支援者は、その支援を行うに当たって、対象者の人格を尊重し、当該家庭に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(台帳等の整備)

第12条 区は、事業の実施に必要な対象家庭台帳等を作成した上、これを常時整備し、事業の適正な実施を図るものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

階層区分		利用負担額	
		2時間	4時間
A	生活保護受給世帯	0円	0円
B	住民税非課税世帯	750円	1,500円
C	上記以外の世帯	1,500円	3,000円